

令和 2 年

舞鶴市議会 9 月定例会議案

第 60 号議案～第 85 号議案

令和 2 年 9 月 2 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 60 号 議案	専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額の確定)	1
第 61 号 議案	令和 2 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 6 号)	別 冊
第 62 号 議案	令和 2 年度 舞鶴市病院事業会計補正予算(第 2 号)	〃
第 63 号 議案	令和 2 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 2 号)	〃
第 64 号 議案	令和 2 年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 65 号 議案	令和元年度 舞鶴市一般会計の決算の認定について	4 決算書 等別冊
第 66 号 議案	令和元年度 舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について	6 決算書 等別冊
第 67 号 議案	令和元年度 舞鶴市下水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について	9 決算書 等別冊
第 68 号 議案	令和元年度 舞鶴市病院事業会計の決算の認定並びに利益及び資本 剰余金の処分について	10 決算書 等別冊
第 69 号 議案	令和元年度 舞鶴市国民健康保険事業会計の決算の認定について	11 決算書 等別冊
第 70 号 議案	令和元年度 舞鶴市貯木事業会計の決算の認定について	12 決算書 等別冊
第 71 号 議案	令和元年度 舞鶴市駐車場事業会計の決算の認定について	13 決算書 等別冊
第 72 号 議案	令和元年度 舞鶴市介護保険事業会計の決算の認定について	14 決算書 等別冊
第 73 号 議案	令和元年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算の認定について	15 決算書 等別冊

第 74 号 議 案	舞鶴市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について	16
第 75 号 議 案	舞鶴市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	19
第 76 号 議 案	舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	23
第 77 号 議 案	舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	27
第 78 号 議 案	舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	29
第 79 号 議 案	舞鶴市文化施設条例の一部を改正する条例制定について	31
第 80 号 議 案	舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定について	34
第 81 号 議 案	舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	37
第 82 号 議 案	財産の取得について	38
第 83 号 議 案	財産の取得について	40
第 84 号 議 案	市道路線の変更について	42
第 85 号 議 案	京都府中・北部地域消防指令事務協議会の設置について	44

第 60 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

損害賠償の額の確定(専決第 15 号)

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

専決第 15 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、林道での落石による自動車損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて、下記のとおり専決処分する。

令和 2 年 8 月 7 日

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 損害賠償の額

665,093 円

2 事件の概要

相手方自動車が林道を走行中、市の管理瑕疵により発生した落石が相手方自動車に直撃し、車両を損傷させた。

3 発生年月日

令和 2 年 5 月 29 日

4 発生場所

舞鶴市字三浜地内

林道三浜瀬崎線

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第 4 項 略)

第 65 号議案

令和元年度舞鶴市一般会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度舞鶴市一般会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市一般会計の決算の認定を受けたいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粹

(決算)

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

7 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第 66 号議案

令和元年度舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度舞鶴市水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 2 項の規定により、令和元年度同事業会計の利益の処分について、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市水道事業会計の決算の認定を受けるとともに、利益の処分を行いたいの
で提案する。

参 考

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号) 抜 粹

(決算)

- 第30条 管理者は、毎事業年度終了後2月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。
- 2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
 - 3 監査委員は、前項の審査をするに当たっては、地方公営企業の運営が第3条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。
 - 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会(同条第6項に規定する定例会をいう。))に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。
 - 5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
 - 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。
 - 7 地方公共団体の長は、第4項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。
 - 8 地方公共団体の長は、第4項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたとき、又は管理者が当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じて当該措置の内容を当該地方公共

団体の長に報告したときは、速やかに、これらの措置の内容を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 9 第1項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

(剰余金の処分等)

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

- 3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

(第4項 略)

第 67 号議案

令和元年度舞鶴市下水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度舞鶴市下水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 2 項の規定により、令和元年度同事業会計の利益の処分について、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市下水道事業会計の決算の認定を受けるとともに、利益の処分を行いたいので提案する。

第 68 号議案

令和元年度舞鶴市病院事業会計の決算の認定並びに利益及び資本剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度舞鶴市病院事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定により、令和元年度同事業会計の利益及び資本剰余金の処分について、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市病院事業会計の決算の認定を受けるとともに、利益及び資本剰余金の処分を行いたいので提案する。

第 69 号議案

令和元年度舞鶴市国民健康保険事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度舞鶴市国民健康保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市国民健康保険事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 70 号議案

令和元年度舞鶴市貯木事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度舞鶴市貯木事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市貯木事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 71 号議案

令和元年度舞鶴市駐車場事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度舞鶴市駐車場事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市駐車場事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 72 号議案

令和元年度舞鶴市介護保険事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度舞鶴市介護保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市介護保険事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 73 号議案

令和元年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 74 号議案

舞鶴市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市職員の分限に関する条例(昭和 28 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「同条第 4 項」を「第 4 項並びに第 29 条の 2 第 2 項」に改める。

第 2 条の見出しを「(休職の事由)」に改め、同条第 1 項第 1 号中「、その他」を「その他」に改める。

第 3 条の次に次の 3 条を加える。

(降給の種類)

第 3 条の 2 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。

(降格の事由)

第 3 条の 3 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第 2 号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合(職員が降任された場合を除く。)

ア 職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき(ア及びイに掲げる場合を除く。)

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第3条の4 任命権者は、職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

第4条の見出しを「(降任、免職、休職及び降給の手續)」に改め、同条第1項中「又は同条第2項第1号」を「、同条第2項第1号」に改め、「休職する場合」の右に「又は第3条の3第1号イの規定に該当するものとして職員を降給する場合」を加え、同条第2項中「若しくは免職又は休職」を「、免職、休職又は降給」に改める。

第7条第1項中「人事評価」を「職員の人事評価」に改め、同条第2項中「、その他の」を「その他の」に改め、同条第3項中「足る」を「足りる」に、「、適格性」を「、当該適格性」に改め、同条第4項中「降任し」を「降任させ」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(受診命令に従う義務)

第10条の2 職員は、第4条第1項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

適切な人事管理の推進を図るため、地方公務員法に基づき職員の降給について定める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 75 号議案

舞鶴市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「を準用する」を「の例による」に改め、同項後段を削る。

別表代表監査委員の項中「212,000 円」を「284,000 円」に改め、同表選挙管理委員会委員長の項中「61,000 円」を「37,000 円」に改め、同表選挙管理委員会委員の項中「51,000 円」を「33,000 円」に改め、同表公平委員会委員長の項中「同 46,000 円」を「日額 22,700 円」に改め、同表公平委員会委員の項中「45,000 円」を「22,200 円」に改め、同表中

「

臨時補充選挙管理委員	同 10,300 円	規則で定める等級
選挙長	同 11,900 円	
投票所の投票管理者	同 12,300 円	
期日前投票所の投票管理者	同 10,900 円	
開票管理者	同 11,900 円	
選挙立会人	同 10,300 円	

投票所の投票立会人	同 11,500 円	を
期日前投票所の投票立会人	同 10,200 円	
開票立会人	同 10,300 円	
附属機関の構成員	日額 11,900 円以内で 規則で定める額	
顧問、参与、嘱託員、調査員及び これらに準ずる者	別に規則で定める額	

「

臨時補充選挙管理委員	同 10,800 円	に
投票所の投票管理者	同 12,800 円	
投票所の投票立会人	同 10,900 円	
期日前投票所の投票管理者	同 11,300 円	
期日前投票所の投票立会人	同 9,600 円	
開票管理者	同 10,800 円	
開票立会人	同 8,900 円	
選挙長	同 10,800 円	
選挙立会人	同 8,900 円	
附属機関の構成員	日額 22,700 円以内で 規則で定める額	
法令等により設けられた委員	日額又は年額として 別に規則で定める額	
顧問、参与、調査員、嘱託員及び これらの者に準ずる者	日額として別に規則 で定める額	

」

改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 投票所の投票管理者及び投票立会人並びに期日前投票所の投票管理者及び投票立会人(以下「投票管理者等」という。)が職務に従事した時間が、公職

選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項本文(同法第48条の2第6項において読み替えて準用する場合を含む。)に定める投票所の開設時間又は期日前投票所の開設時間に満たない場合においては、それぞれの報酬額に、投票管理者等が職務に従事した時間をそれぞれの開設時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を報酬額とする。

- 2 開票管理者、開票立会人、選挙長及び選挙立会人が開票日からその翌日まで連続して職務に従事した場合においては、これを1日とみなして、1日分の報酬を支給するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の別表投票所の投票管理者の項から選挙立会人の項までの規定及び同表備考の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(舞鶴市介護保険条例の一部改正)

- 3 舞鶴市介護保険条例(平成12年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(介護認定審査会の委員の定数)」に改め、同条第2項を削る。

(舞鶴市障害支援区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

- 4 舞鶴市障害支援区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年条例第10号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

舞鶴市障害支援区分判定等審査会の委員の定数を定める条例

第2条を削り、第1条中「(以下「審査会」という。)」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

提案理由

特別職の職員で非常勤のもの報酬の適正化を図るため、当該職員の報酬額等を改めたいので提案する。

第 76 号議案

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例

舞鶴市都市公園条例(昭和 33 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 中「青葉山ろく公園」の右に「(陶芸館を除く。)」を加え、「舞鶴自然文化園」を削る。

第 2 条の 4 第 1 項中「次項」を「次項及び第 4 条の 2 第 1 項」に改め、同項ただし書中「指定管理者」の右に「(舞鶴自然文化園及び陶芸館にあつては、市長)」を加える。

第 4 条の 2 第 1 項中「指定管理者管理公園の」を削り、「指定管理者の」を「指定管理者(陶芸館及びその附属設備、ツバキ園並びにアジサイ園にあつては、市長。以下この条において同じ。)」の」に改め、同条第 2 項中「別表第 10 第 1 項及び別表第 11 第 1 項」を「別表第 9 第 1 項及び別表第 10 第 1 項」に改め、同項ただし書中「利用承認」を「利用許可」に改める。

第 9 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(使用料)」を付し、同条の次に次の 1 条を加える。

第 9 条の 2 陶芸館及びその附属設備の利用許可を受けた者は、別表第 2 の 3 に定める使用料を、ツバキ園及びアジサイ園の利用許可を受けた者は、別表第 2 の 4 に定める使用料を、納付しなければならない。

第 10 条中「前条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 次条第 4 項、第 10 条の 3 及び第 10 条の 4 の規定は、前条の使用料の納付、減免及び不還付について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」

とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第10条の2第3項中「別表第12」を「別表第10」に改める。

第13条第2項後段を次のように改める。

この場合において、第2条の4第1項ただし書中「指定管理者(舞鶴自然文化園及び陶芸館にあつては、市長)」とあり、第4条の2第1項中「指定管理者(陶芸館及びその附属設備、ツバキ園並びにアジサイ園にあつては、市長。以下この条において同じ。)」とあり、並びに同条第2項から第4項まで及び第4条の3ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の2第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第4項、第10条の3及び第10条の4中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

別表第2の2屋外運動施設の項中「9月30日」を「同月30日」に改め、同表の次に次の2表を加える。

別表第2の3(第9条の2関係)

陶芸館使用料

区分	使用料	
	個人	団体
大人	1人1回400円	1人1回300円
小人	1人1回100円	1人1回70円

備考

- 1 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
- 4 義務教育就学前の者は、無料とする。
- 5 附属設備の使用料の額は、規則で定める。

別表第2の4(第9条の2関係)

ツバキ園及びアジサイ園使用料

区分	使用料
大人	1人1回 500円
小人	1人1回 250円

備考

- 1 「大人」とは、高等学校の生徒以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- 3 義務教育就学前の者は、無料とする。

別表第8を削り、別表第9を別表第8とする。

別表第10柔道場の項の次に次のように加える。

レスリング	全面利用	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	1,350	1,850	1,900	5,100	
			入場料を徴収する場合	5,400	7,400	7,600	20,400	
グランド	部分利用	アマチュアスポーツに利用する場合(入場料を徴収しない場合)	個人	児童・生徒	200	200	200	—
				一般	300	300	300	—

別表第10トレーニング室の項を次のように改める。

トレーニング	全面利用		競技場を全面利用する場合の利用料金の2割相当額			
	個人利用(1人につき)	児童・生徒	150	150	150	—
		一般	200	200	200	—

グ 室						
--------	--	--	--	--	--	--

別表第 10 を別表第 9 とし、別表第 11 を別表第 10 とし、別表第 12 を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第 10 トレーニング室の項の改正規定及び次項の規定 公布の日
 - (2) 別表第 10 柔道場の項の次に次のように加える改正規定 規則で定める日
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の舞鶴市都市公園条例の規定による舞鶴文化公園体育館のレスリング場の利用の許可の申請、利用の許可その他の行為は、前項第 2 号に掲げる規定の施行の日前においても、行うことができる。

提案理由

青葉山ろく公園の陶芸館及び舞鶴自然文化園の管理を効果的かつ効率的に行うため、これらの施設を指定管理施設から市の直営施設に移行する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 77 号議案

舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成 30 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「主任介護支援専門員」の右に「(以下「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を同項に規定する管理者とすることができる。

附則第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に、「関わらず」を「かかわらず」に改め、「介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する」を削る。

附則第 3 項を附則第 4 項とし、附則第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 令和 3 年 4 月 1 日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第 5 条第 2 項」とあるのは「令和 3 年 3 月 31 日までに法第 46 条第 1 項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における第 5 条第 1 項(第 32 条において準用する場合を含む。)に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。)が、主任介護支援専門員でないものに限る。)」については、第 5 条第 2 項」と、「介

護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項(第32条において準用する場合を含む。)に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定(ただし書を加える部分を除く。)、附則第2項の改正規定及び附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

関係省令の改正に伴い、指定居宅介護支援事業所における管理者の要件を緩和する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 78 号議案

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例

舞鶴市印鑑条例(昭和 52 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用して、多機能端末機(市長の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続された端末機であって、証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑の登録の証明を申請することができる。

第 14 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、速やかに登録者に係る印鑑原票に登録されている印影の写し(印鑑原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)について証明した証明書(以下「印鑑登録証明書」という。)を交付することにより印鑑の登録の証明を行うものとする。

- 2 市長は、前条第 3 項の規定による申請があったときは、多機能端末機において印鑑登録証明書を交付することにより印鑑の登録の証明を行うものとする。

第 14 条第 3 項中「前項の」を削り、同条第 4 項中「第 2 項の規定による証明を
すること」を「第 1 項又は第 2 項の規定による証明を行うこと」に、「を証明する」
を「の証明を行う」に改める。

第 15 条中「印鑑登録証明」を「印鑑の登録の証明」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 11 月 16 日から施行する。

提案理由

市民の利便性の向上を図るため、個人番号カードを利用してコンビニエンスス
トア等の多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を行うこととしたいので提案す
る。

第 79 号議案

舞鶴市文化施設条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市文化施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市文化施設条例の一部を改正する条例

舞鶴市文化施設条例(昭和 58 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条を削る。

第 5 条第 1 項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 3 条とする。

第 6 条第 1 項中「施設等」を「施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第 2 項ただし書及び第 3 項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条を削る。

第 9 条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える

(使用料)

第 7 条 施設等の利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第 1 及び別表第 2 に定める使用料を当該利用承認の際に納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、当該使用料を減免することができる。

第 10 条及び第 11 条を削る。

第 12 条の見出しを「(使用料の還付)」に改め、同条本文中「利用料金」を「使用料」に、「返還しない」を「還付しない」に改め、同条ただし書中「特別の事情があると認めるときは、指定管理者」を「市長が必要と認めるとき」に、「返還する」を「還付する」に改め、同条を第 8 条とし、第 13 条を第 9 条とする。

第14条中「指定管理者」を「市長」に、「命じる」を「命ずる」に改め、同条を第10条とする。

第15条中「その」を「施設等の」に改め、同条を第11条とし、第16条を第12条とする。

第17条を削り、第18条を第13条とする。

別表第1中「第10条」を「第7条」に、「舞鶴市総合文化会館利用料金表」を「舞鶴市総合文化会館使用料表」に改め、同表第1項の表中

「

舞台のみ	平日	4,550	6,100	7,300	17,950
	土曜日	5,450	7,300	8,750	21,500
	日曜日				
	祝日				

」

を

「

舞台及び1階席のみを利用する場合	平日	26,250	35,100	42,100	103,450
	土曜日	31,550	42,100	50,450	124,100
	日曜日				
	祝日				
舞台のみを利用する場合	平日	4,550	6,100	7,300	17,950
	土曜日	5,450	7,300	8,750	21,500
	日曜日				
	祝日				

」

に改め、同表備考2及び別表第1第2項から第4項までの規定中「利用料金」を「使用料」に改め、同表第5項中「利用料金」を「使用料」に、「利用区分」を「利用時間区分」に改め、同表第6項及び第7項中「利用料金」を「使用料」に改め、同表に次の1項を加える。

8 附属設備の使用料の額は、規則で定める。

別表第2中「第10条」を「第7条」に、「舞鶴東コミュニティセンター利用料金表」を「舞鶴東コミュニティセンター使用料表」に改め、同表第2項から第8項までの規定中「利用料金」を「使用料」に改め、同表に次の1項を加える。

9 附属設備の使用料の額は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の舞鶴市文化施設条例の規定によりされた利用の承認、利用の承認の申請その他の行為(同日以後の利用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の舞鶴市文化施設条例の相当規定によりされた利用の承認、利用の承認の申請その他の行為とみなす。

提案理由

舞鶴市文化施設の管理を効果的かつ効率的に行うため、当該施設を指定管理施設から市の直営施設に移行する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 80 号議案

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成 6 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 29 条・第 29 条の 2」を「第 29 条—第 29 条の 3」に改める。

第 8 条中「ことができる」を削る。

第 12 条中「の各号に定める」を「に掲げる」に改める。

第 28 条の見出しを削る。

第 29 条の見出しを「(一般廃棄物の処理に係る手数料)」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

市長は、別表第 1 に掲げる一般廃棄物に係る処理(家庭系一般廃棄物の粗大ごみにあつては、当該粗大ごみに係る収集及び運搬をいう。)について、占有者等から同表に定める額の手数料を規則で定めるところにより徴収する。

第 29 条の 2 を第 29 条の 3 とし、第 29 条の次に次の 1 条を加える。

(一般廃棄物の搬入受付に係る手数料)

第 29 条の 2 市長は、第 20 条第 1 項に規定する舞鶴市の処理施設への一般廃棄物の搬入(一般廃棄物収集運搬業者が行うものを除く。)に係る受付について、搬入の申出の際、占有者等から別表第 2 に定める額の手数料を徴収する。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の手数料について準用する。この場合にお

いて、同条第 2 項中「前項」とあり、及び同条第 3 項中「第 1 項」とあるのは、「第 29 条の 2 第 1 項」と読み替えるものとする。

別表を次のように改める。

別表第 1(第 29 条関係)

一般廃棄物の区分		手数料の額	
家庭系 一般廃 棄物	可燃ごみ	10 リットル相当の容量の指定ごみ袋 1 袋につき	10 円
		20 リットル相当の容量の指定ごみ袋 1 袋につき	20 円
		30 リットル相当の容量の指定ごみ袋 1 袋につき	30 円
		45 リットル相当の容量の指定ごみ袋 1 袋につき	45 円
		90 リットル相当の容量の指定ごみ袋 1 袋につき	90 円
	不燃ごみ(埋立ごみに限る。)	20 リットル相当の容量の指定ごみ袋 1 袋につき	20 円
		30 リットル相当の容量の指定ごみ袋 1 袋につき	30 円
		45 リットル相当の容量の指定ごみ袋 1 袋につき	45 円
	不燃ごみ(ペットボトル及びプラスチック容器包装類に限る。)	20 リットル相当の容量の指定ごみ袋 1 袋につき	16 円
		30 リットル相当の容量の指定ごみ袋 1 袋につき	24 円
		45 リットル相当の容量の指定ごみ袋 1 袋につき	36 円
	粗大ごみ	1 個につき	5,000 円以内で規則で定める額
	事業系 一般廃 棄物	可燃ごみ	45 リットル相当の容量の指定ごみ袋 1 袋につき
70 リットル相当の容量の指定ごみ袋 1 袋につき			70 円
90 リットル相当の容量の指定ごみ袋 1 袋につき			90 円

備考 「指定ごみ袋」とは、一般廃棄物を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2(第 29 条の 2 関係)

処理施設の区分	手数料の額
舞鶴市清掃事務所	1 回につき 200 円
舞鶴市リサイクルプラザ	1 回につき 400 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第8条、第12条及び第28条の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の別表に規定する可燃ごみの処理に係る手数料を徴収し、交付した家庭用ごみ袋及び事業用ごみ袋で、現に残存するものは、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の可燃ごみの処理においても、なお使用することができる。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の別表第1に規定する不燃ごみの施行日以後の処理に係る手数料の徴収その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

提案理由

ごみ処理体制の維持及び受益者負担の適正化を図るため、可燃ごみの処理手数料を改めるとともに、不燃ごみの処理手数料を定める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 81 号議案

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 23 号中「第 43 条第 3 項」を「第 43 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用する条項を改めたいので提案する。

第 82 号議案

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 取得する財産(動産)

名称	数量
タブレット端末	7,188 台
画像伝送装置	300 台
管理用ノートパソコン	1 台
周辺機器	一式

2 取得の方法

指名競争入札

3 取得価格

329,450,000 円

4 取得の目的

「GIGA スクール構想」の実現に向けた環境を整備するため

5 取得の相手方

舞鶴市字上安久 236 番地

株式会社研修社

代表取締役 佐藤 崇光

提案理由

「GIGA スクール構想」の実現に向けた環境を整備するため財産(タブレット端末等)を取得したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格 3,000 万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い(土地については、一件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

第 83 号議案

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 取得する財産(動産)

タブレット端末用充電保管庫 287 台

2 取得の方法

指名競争入札

3 取得価格

31,240,000 円

4 取得の目的

「GIGA スクール構想」の実現に向けた環境を整備するため

5 取得の相手方

舞鶴市字上安久 236 番地

株式会社研修社

代表取締役 佐藤 崇光

提案理由

「GIGA スクール構想」の実現に向けた環境を整備するため財産(タブレット端末用充電保管庫)を取得したいので提案する。

第 84 号議案

市道路線の変更について

下記のとおり市道路線を変更することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

路 線 名	変更	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
安岡北2号線	前	舞鶴市字安岡小字国森 568 番 24	から
		舞鶴市字安岡小字国森 568 番 52	まで
	後	舞鶴市字安岡小字国森 568 番 71	から
		舞鶴市字安岡小字国森 568 番 52	まで

提案理由

安岡地区の市道路線の変更を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

第 85 号議案

京都府中・北部地域消防指令事務協議会の設置について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、福知山市、綾部市、京丹後市、京都中部広域消防組合及び宮津与謝消防組合と消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、次のとおり協議会の規約を定め、京都府中・北部地域消防指令事務協議会を設置するものとする。

令和 2 年 9 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

京都府中・北部地域消防指令事務協議会規約

(協議会の目的)

第 1 条 この協議会(以下「協議会」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第 2 条 協議会の名称は、京都府中・北部地域消防指令事務協議会とする。

(協議会を設ける団体)

第 3 条 協議会は、福知山市、舞鶴市、綾部市、京丹後市、京都中部広域消防組合及び宮津与謝消防組合(以下「関係団体」という。)がこれを設ける。

(協議会の担任する事務)

第 4 条 協議会は、関係団体の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を管理し、及び執行する。

(協議会の事務所)

第 5 条 協議会の事務所は、福知山市東羽合町 46 番地の 1 に置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長1人、副会長2人及び委員3人をもってこれを組織する。

(会長)

第7条 会長は、福知山市消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第8条 副会長は、舞鶴市消防長及び京都中部広域消防組合消防長の職にある者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第9条 委員は、綾部市消防長、京丹後市消防長及び宮津与謝消防組合消防長の職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第10条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

2 前項の規定により、会長の職務を代理する副会長の順序は、会長が定める。

(職員)

第11条 協議会の担任する事務に従事する職員(以下「職員」という。)の定数及び当該定数の関係団体別の配分については、関係団体の消防長が協議により、これを定める。

2 関係団体の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員をそれぞれ当該団体の消防職員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、その職員を選任した消防長に解任を求めることができる。

(事務処理のための組織)

第12条 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第13条 会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第14条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、副会長及び委員の半数以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第15条 会議は、副会長及び委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係団体の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第16条 協議会がその担任する事務を関係団体の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合には、協議会は、当該事務に関する福知山市の条例、規則その他の規程(以下「福知山市条例等」という。)を関係団体の当該事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 福知山市は、当該事務に関する福知山市条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ舞鶴市、綾部市、京丹後市、京都中部広域消防組合及び宮津与謝消防組合と協議しなければならない。

3 福知山市長は、当該事務に関する福知山市条例等が制定され、又は改廃された場合においては、その旨を舞鶴市、綾部市、京丹後市、京都中部広域消防組合及び宮津与謝消防組合の長並びに会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第17条 協議会の担任する事務の管理及び執行に要する経費は、関係団体がこれを負担する。

2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものと

する。

- 3 舞鶴市、綾部市、京丹後市、京都中部広域消防組合及び宮津与謝消防組合は、第1項に規定する負担金を福知山市に納付するものとする。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第18条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係団体が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

- 2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する福知山市条例等を関係団体の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合においては、第16条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第19条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(事務処理の状況の報告)

第20条 協議会は、毎会計年度少なくとも1回以上協議会が管理し、及び執行した事務の処理の状況を記載した書類を関係団体の長に提出するものとする。

(関係団体の長の監視権)

第21条 関係団体の長は、必要があると認めるときは、協議会が管理し、及び執行した事務について報告させ、又は実施について事務を視察し、若しくは出納を検閲することができる。

(協議会解散の場合の措置)

第22条 協議会が解散した場合における協議会の担任する事務の承継については、関係団体が協議して定める。

(協議会の規程)

第23条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和2年11月9日から施行する。

提案理由

福知山市、綾部市、京丹後市、京都中部広域消防組合及び宮津与謝消防組合と消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、協議会(京都府中・北部地域消防指令事務協議会)を設置したいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和22年法律第67号) 抜 粋

(協議会の設置)

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

(第2項 略)

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

(第4項以下 略)